

大口町告示第130号

大口町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年大口町告示第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行後にした行為に対して、他の要綱の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要綱の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の要綱の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要綱の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

大口町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(訪問支援員) 第6条 略 (1) 略 (2) 次のいずれにも該当しない者 ア <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ・ウ 略 2 略	(訪問支援員) 第6条 略 (1) 略 (2) 次のいずれにも該当しない者 ア <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ・ウ 略 2 略